

平成31年度大洗町立第一中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止のための基本姿勢

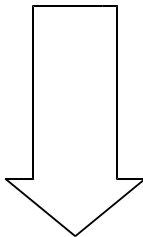
【いじめの定義と学校の基本姿勢】

○ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）



○ 基本認識

(1) 全職員、生徒が「いじめは、絶対に許されない行為である」ということを共通した認識としてもつこと。

(2) 全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識で日々の教育活動にあたること。

※ (1)(2)を基本認識とし、全職員が一丸となっていじめの撲滅に対応する。

【いじめ防止のための本校の基本姿勢】

○ 学校の基本姿勢

【いじめの未然防止のための取組】

- 1 一人一人がお互いに相手を認め思いやる優しい心を育てると共に、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- 2 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

【早期発見・早期解決に向けての取組】

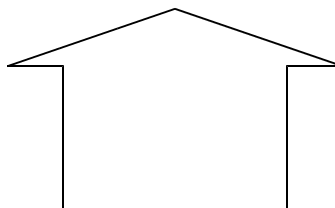
- 1 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- 2 いじめの早期解決のために、組織的対応に努めると共に、当該生徒の安全を保証していきます。
- 3 県いじめ解消サポートセンターなどと連携すると共に、学校と家庭が協力して事後指導にあたります。

【校内研修体制】

- 1 いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施します。
- 2 学級づくりや生徒の人間関係づくりに関する研修を実施します。

家庭・地域の現状

・奉仕活動に保護者・地域の方々が進んで参加し、学校に対し協力的です。また、地域の巡視等にも協力的です。



いじめの現状

・毎月、いじめに関するアンケート調査を実施し、全職員で情報の収集-努めています。そして、職員間で情報を共有し、早期の解決を図っています。

組織（概要）

○生徒指導部員会

- ・職員会議時、随時
- ・毎週1回開催
- ・全教職員
- ・問題傾向を有する生徒について情報の交換
- ・共通理解・行動についての話し合い

○いじめ防止対策委員会

- ・管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談部員
- ・毎週1回の運営委員会時といじめ発見時等には担任を含め緊急に開催
- ・いじめ防止の取組や計画の実践・検証、改善策の検討
- ・いじめ防止、早期発見・早期対応のための研修会の実施